

第7期逗子市障がい福祉計画・
第3期逗子市障がい児福祉計画
素案

逗子市

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨・背景

○国・県の動向

近年、障がい福祉を取り巻く環境は、障がいのある人の高齢化や障がいの重度化が進んでおり、特性に応じた切れ目のない支援が必要となっているなど、多様化・複雑化しています。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が長期化したことで、市民生活への影響も大きく、特に障がいのある人の見守りの場や相談支援の機会の喪失、障がいのある人を支える家族の負担増加などの課題も浮き彫りとなり、障がいのある人もない人も地域で安心して暮らすことができるよう時代とニーズに即した障がい福祉施策の推進をしていく必要があります。

このような情勢を踏まえ、国では令和3年4月に地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築を支援するため、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が施行されました。また、同年9月には日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠な児童である医療的ケア児に関する法律「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行されました。

さらに令和4年12月には障がい者の地域生活の支援体制の充実や、多様なニーズに対する支援などを定めた「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」が公布され、令和6年度から施行となり、障がい者や難病患者等が地域や職場で生きがい・役割を持ち、医療、福祉、雇用等の各分野の支援を受けながら、その人らしく安心して暮らすことができる体制の構築に向けた取り組みを進めています。

また、神奈川県においては障がい者が障がいを理由とするいかなる差別及び虐待を受けることなく、自らの望む暮らしを実現することができ、障がい者のみならず誰もが喜びを実感できる地域共生社会の実現に資するため、当事者目線の障がい福祉の推進を図っていく「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」が令和5年4月から施行され、ともに生きる社会の実現を目指しています。

○本市の取り組み

本市では、障害者基本法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）などをはじめとする関連法を踏まえ、障がいのある人のための施策に関する基本的な計画である『第4期逗子市障がい者福祉計画』、障害福祉サービス等の提供体制の確保等を定めた計画である『第6期逗子市障がい福祉計画』、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保等を定めた計画である『第2期逗子市障がい児福祉計画』を令和3年3月に一体的に策定し、障がい者・障がい児施策を総合的に推進してきました。

『第6期逗子市障がい福祉計画・第2期逗子市障がい児福祉計画』の計画期間が令和5年度をもって終了するため、次期計画となる『第7期逗子市障がい福祉計画・第3期逗子市障がい児福祉計画』を策定し、引き続き障がい者・障がい児のニーズを踏まえた障害福祉サービスの提供体制の確保を図っていきます。

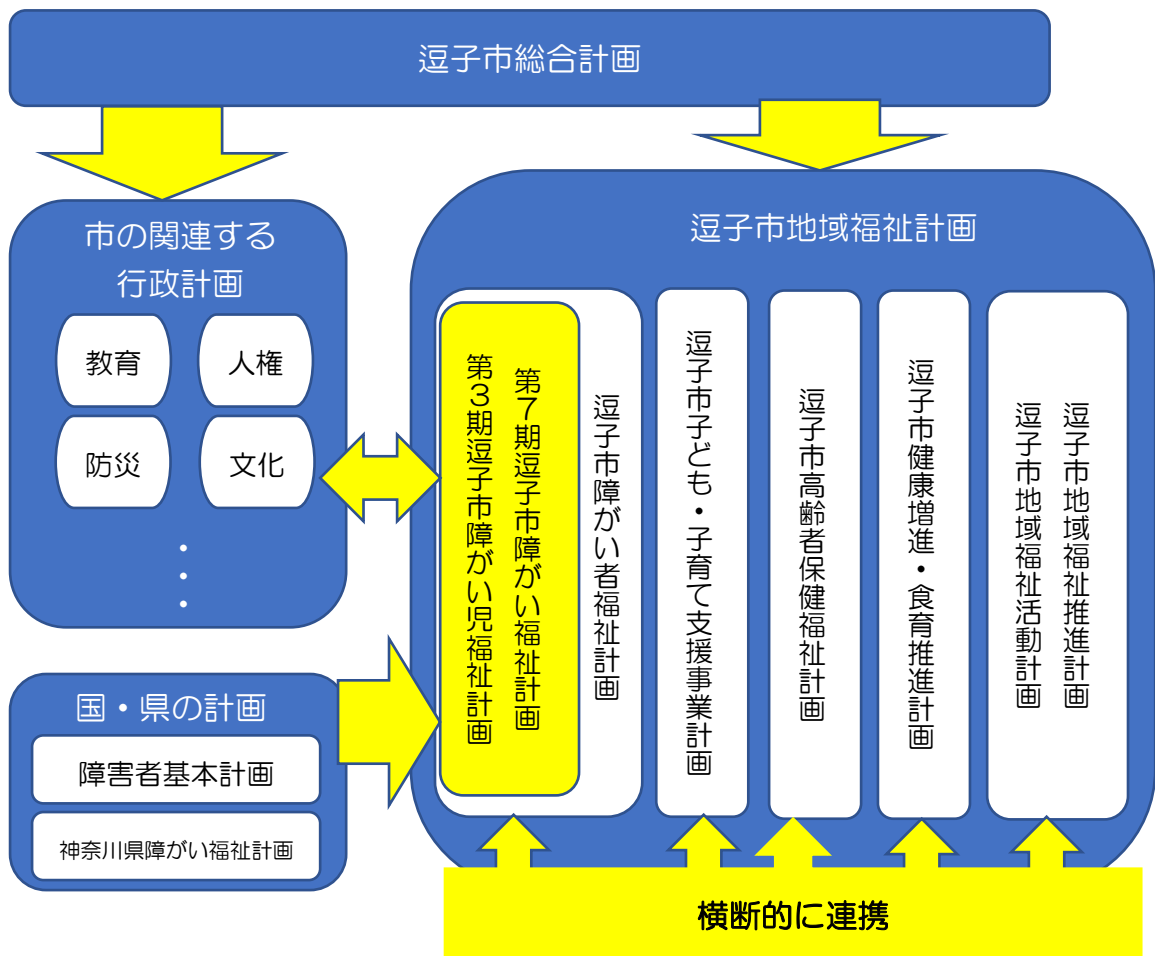
2 計画の位置づけ

『逗子市障がい福祉計画』及び『逗子市障がい児福祉計画』は、国の基本指針に基づき、障がいのある人または障がい児の地域生活を支える基盤の施策となる障害福祉サービス及び障害児通所サービス等の給付などに関して、具体的な成果目標や各種サービスの必要見込量を設定し、提供体制を確保するための方策を定める計画です。

『逗子市障がい福祉計画』は障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」、『逗子市障がい児福祉計画』は児童福祉法第33条に基づく「市町村障害児福祉計画」として位置づけています。

これらの計画は、市の最上位計画である『逗子市総合計画』の個別計画として位置付けられており、上位計画である『逗子市地域福祉計画』の分野別計画として福祉関連の行政施策を横断的に連携していくものです。

また、国の『障害者基本計画』や神奈川県『神奈川県障がい福祉計画』、市の関連する行政計画と整合・連携を図りながら、施策の推進を図ります。



3 計画の対象

国の基本指針では障害福祉サービスの対象者となる障がい者等の範囲について、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がいのある人及び障がい児と難病等のの人としていますが、本計画では障がいに関わらず、相互に人格と個性を尊重し、ともに支えながら暮らすことができる「地域共生社会」の実現を目指すものです。このため、日常生活又は社会生活を営むうえで、何らかの制限を受ける人や不自由な状態にある人だけでなく、障がいのない人や支援を行う人も含め、すべての人を対象とします。

4 計画の期間

計画の期間は、国の基本指針に基づき、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

なお、『第4期逗子市障がい者福祉計画』は令和3年度から令和8年度までの6年間としています。

今後の社会情勢の変化や国の施策等の大幅な見直しがあった場合は、必要に応じて見直しを行います。

計画名	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
逗子市総合計画	逗子市総合計画 中期実施計画					
逗子市地域福祉計画 (逗子市福祉プラン)	逗子市地域福祉計画					
逗子市障がい者福祉計画	第4期逗子市障がい者福祉計画			第5期逗子市障がい者福祉計画(予定)		
逗子市障がい福祉計画 逗子市障がい児福祉計画	第7期逗子市障がい福祉計画 第3期逗子市障がい児福祉計画			第8期逗子市障がい福祉計画(予定) 第4期逗子市障がい児福祉計画(予定)		

5 計画の策定体制

市の実情に即した実効性のある内容のものとするため、サービスを利用する障がいのある人、障がい児をはじめ、幅広い関係者の意見の反映に努めました。

(1) 逗子市障がい者福祉計画策定等検討会の設置

障がい者団体関係者をはじめ、公募市民・福祉・保健・教育等の各分野の関係者、学識経験者等からなる「逗子市障がい者福祉計画策定等検討会」を設置し、新たな計画内容に関し、現在の事業の課題等や専門的、大局的な観点から議論を積み重ねました。

(2) パリックコメントの実施

広く市民から計画素案に関する意見募集を行い、計画内容の見直しへの反映に努めました。

実施方法	調整中
意見募集期間	
提出者数	

(3) 逗子市自立支援会議

本市では障害者総合支援法第77条に規定する相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムについて広く関係者等の意見を聴取するため、障害者総合支援法第89条の3第1項に定める協議会として、逗子市自立支援会議(以下「自立支援会議」という。)を設置しています。この会議では相談支援事業関係者、当事者団体、関係行政・教育機関、保健医療関係者、学識関係者等で構成されていますが、計画の策定に当たっては、障害者総合支援法第88条第9項及び児童福祉法第33条の29第9項に基づき、本計画の意見を聴取しました。

(4) 関係機関との連携

障がいのある人に関わる施策は、福祉だけでなく、保健、医療、教育、就労等、多岐にわたり、総合的かつ計画的に推進するため、庁内・庁外関係各部門と連携を図りながら策定しました。

6 計画の基本的な考え方

(1) 基本理念

障害者基本法第1条において、全ての国民が、障がいのある・なしで分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障がいのある人の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することが同法の目的である旨を規定しています。

また、市の最上位計画である『逗子市総合計画』の基本構想において、めざすべきまちの姿の1つとして「共に生き、心豊かに暮らせるふれあいのまち」を掲げており、その実現に向けた取り組みの方向として「障がい者が安心して自分らしく暮らし続けられるまち」を位置づけています。その取り組みの方向と本市障がい者福祉計画の基本理念である「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の考え方を継承するとともに、「ソーシャルインクルージョン」の考え方にに基づき、障がいのある人もない人も、誰もが分け隔てられることなく、ともに支え合って地域で安心して自分らしく暮らし続けられる共生社会を実現していくまちづくりをめざします。

(2) 基本目標

本計画の基本理念及び国の基本指針を踏まえ、本計画の基本目標を次のとおり定め、計画を推進していきます。

- ・障がいのある人等の自己決定の尊重と意思決定の支援

障がいのある人等の自立と社会参加の実現を図ることを基本として、共生社会を実現するために、意思決定の支援に配慮して、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

- ・障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

本市の地域特性を踏まえ、障がいの種別に関わらず、ニーズに則した障害福祉サービス等の提供体制を神奈川県からの支援等を通じて充実を図っていきます。

- ・入所等から地域生活への移行、地域生活の継続支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

地域生活への移行、地域生活継続の支援、就労支援等に対応したサービス提供体制を整え、地域全体で支える環境を整備していきます。

- ・地域共生社会の実現に向けた取り組み

地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、引き続き、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや地域資源の実態等を踏まえながら、関係者、関係機関が相互に連携することによる包括的な支援体制の構築に取り組みます。

- 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児及びその家族に対し、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図るとともに、発達の遅れに心配を感じた段階からの相談や身近な地域での支援を可能とするよう、障害児通所支援及び障害児相談支援の充実を図ります。

- 障がい福祉人材の確保・定着

障がい者の重度化・高度化が進む中、将来にわたり安定した障害福祉サービス等の提供を実現するため、その提供体制の確保並びにそれを担う人材の確保・定着を多職種間の連携等、官民で連携しながら進めていきます。

- 障がい者の社会参加を支える取り組み

障がい者の地域における社会参加を促進するために、多様な活動に参加する機会の確保等を通じ、障がい者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図るとともに、障がい特性に配慮した意思疎通支援を図りながら、障がい者の多様なニーズを踏まえて支援します。

第2章 障がいのある人を取り巻く現状

各推移について、
視覚的に見やすく
するため、グラフ
を別途作成中です

1 人口、障がいのある人の数

(1) 人口、障害者手帳所持者数の推移

本市の総人口は、令和5年4月1日現在56,293人で、減少傾向にあります。

障害者手帳所持者数は、令和5年3月末現在2,605人で、人口総数に占める障害者手帳所持者の割合は4.6%と増加しています。

人口、障害者手帳所持者数の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人口(人)	56,944	57,021	56,823	56,293
手帳所持者数(人)	2,581	2,571	2,527	2,605
割合(%)	4.5%	4.5%	4.5%	4.6%

資料：人口は住民基本台帳(各年4月1日現在)、障害者手帳所持者数は庁内調べ(各年3月末現在)

(2) 障害者手帳別所持者数の推移

障害者手帳別の所持者数の推移をみると、身体障害者手帳所持者数は減少傾向にあり、令和5年3月末現在1,691人となっています。

また、療育手帳所持者数、精神障害者保健福祉手帳所持者数ともに年々増加しており、令和5年3月末現在、療育手帳所持者は366人、精神障害者保健福祉手帳所持者は548人となっています。

障害者手帳別所持者数の推移

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障害者手帳	1,771	1,756	1,680	1,691
療育手帳	317	319	332	366
精神障害者保健福祉手帳	493	496	515	548
合計	2,581	2,571	2,527	2,605

資料：庁内調べ(各年3月末現在)

2 身体障がいのある人の状況

身体障害者手帳所持者数の等級別の推移をみると、令和5年3月末現在では、1級の手帳所持者数が625人と最も多いですが、全体的に減少傾向にあります。

また、令和5年3月末現在の障がい別の推移をみると、肢体不自由及び内部障がいでは8割以上を占めています。年齢階層別では、65歳以上が7割以上を占めています。

身体障害者手帳所持者数(等級別)の推移

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1級	671	690	631	625
2級	289	276	260	267
3級	252	236	242	242
4～6級	559	554	547	557
合計	1,771	1,756	1,680	1,691

資料：庁内調べ(各年3月末現在)

身体者障害者手帳所持者数(等級別・障がい別)の推移

単位：人

	視覚	聴覚平衡	音声	肢体不自由	内部障がい	合計
1級	30	3	0	143	449	625
2級	54	40	1	167	5	267
3級	5	13	9	137	78	242
4～6級	24	100	6	284	143	557
合計	113	156	16	731	675	1,691

資料：庁内調べ(各年3月末現在)

身体者障害者手帳所持者数(年齢階層別・障がい別)の推移

単位：人

	視覚	聴覚平衡	音声	肢体不自由	内部障がい	合計
0～19歳	0	8	0	14	2	24
20～64歳	24	35	5	209	124	397
65歳以上	89	113	11	508	549	1,270
合計	113	156	16	731	675	1,691

資料：庁内調べ(各年3月末現在)

3 知的障がいのある人の状況

療育手帳所持者数（程度別）の推移をみると、令和5年3月末現在では、手帳所持者数全体で366人と増加傾向にあり、軽度（B2）から最重度（A1）の順に多くなっています。

また、令和5年3月末現在の年齢階層別では、20～64歳が231人と6割以上を占めており、軽度（B2）では0～19歳が半数以上を占めています。

療育手帳所持者数(程度別)の推移

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
A1	70	63	67	73
A2	76	72	74	81
B1	83	80	84	94
B2	91	104	107	118
合計	320	319	332	366

資料：庁内調べ(各年3月末現在)

療育手帳所持者数(年齢階層別・程度別)の推移

単位：人

	A1	A2	B1	B2	合計
0～19歳	19	15	22	55	111
20～64歳	50	57	65	59	231
65歳以上	4	9	7	4	24
合計	73	81	94	118	366

資料：庁内調べ(各年3月末現在)

4 精神障がいのある人の状況

精神障害者手帳所持者数(等級別)の推移をみると、令和5年3月末現在では、手帳所持者数全体で548人と増加傾向にあり、2級の所持者が356人と6割以上で最も多くなっています。令和5年3月末現在の年齢階層別では、20～64歳が463人と全体の8割以上を占めています。

また、自立支援医療受給者数の推移をみると、前計画策定時(令和2年3月末)には846人でしたが、令和5年3月末現在は934人と増加しています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数(等級別)の推移 単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1級	57	53	55	52
2級	301	303	336	356
3級	135	140	124	140
合計	493	496	515	548

資料：庁内調べ(各年3月末現在)

精神障害者保健福祉手帳所持者数(年齢階層別・等級別)の推移 単位：人

	1級	2級	3級	合計
0～19歳	2	12	4	18
20～64歳	38	301	124	463
65歳以上	12	43	12	67
合計	52	356	140	548

資料：庁内調べ(各年3月末現在)

自立支援医療(精神通院)制度の利用者数の推移 単位：人

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
846	958	874	934

資料：庁内調べ(各年3月末現在)

第3章 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の充実

1 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）

障がい者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、令和8年度を目標年度とする第7期逗子市障がい福祉計画・第3期逗子市障がい児福祉計画の目標において必要な障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標として、令和8年度を目標年度とする成果目標（数値目標）を国の基本指針を踏まえるとともに、本市における過去の実績と地域の実情を考慮し、次のとおり設定します。

（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行

	国の基本指針	設定の考え方
施設入所者数	令和8年度末時点で、令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減	国の指針に準じる （令和4年度末時点の施設入所者数27人）
地域生活移行者数	令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活に移行	国の指針に準じる （令和4年度末時点の施設入所者数27人）

目 標 値	
令和8年度末の施設入所者削減数	2人
令和8年度末までの地域生活移行者数	2人

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築については、基幹型地域包括支援センターや地域包括ケア会議など、逗子市高齢者福祉計画に位置付けられる包括的な支援体制の構築から地域共生社会の実現に向けた取組の一環として協議を行っていきます。その際、基幹相談支援センター及び自立支援会議も取組に連携・参画していきます。

	国の基本指針	設定の考え方
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数、精神病床における一年以上長期入院患者数、精神病床における早期退院率に関する目標値を設定する。	当該指標は都道府県において、精神障害者が地域生活を送るために必要な基盤整備の内容を把握するため、活動指標として設定するものですが、本市においても構築を推進するため活動指標を設定します。

目 標 値	R6	R7	R8
市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	1	1	1
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者	10	10	10
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1	1	1
精神障害のある人の地域移行支援の利用者数	1	1	1
精神障害のある人の地域定着支援の利用者数	1	1	1
精神障害のある人の共同生活援助の利用者数	23	25	27
精神障害のある人の自立生活援助の利用者数	1	1	1
精神障害のある人の自立訓練（生活訓練）の利用者数	7	8	8

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

	国の基本指針	設定の考え方
地域生活支援拠点等の整備	地域生活支援拠点等について効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築等により整備するとともに、年1回以上運用状況を検証・検討すること	自立支援会議等を活用して運用状況の検証・検討を行います。
強度行動障害の支援ニーズの把握及び支援体制の整備	強度行動障害を有する者に関し、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること	国の指針に準じる

目 標 値	
令和8年度末の地域生活支援拠点等	年1回以上検証、検討
令和8年度末の強度行動障害を有する者に対する支援体制の整備	自立支援会議等を活用して地域における支援ニーズの把握を行い、体制構築を図ります。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

	国の基本指針	設定の考え方
一般就労移行者数	令和8年度末時点で、令和3年度実績の1.28倍以上	国の指針に準じる (令和3年度実績 6人)
就労移行支援における一般就労移行者数	令和8年度末時点で、令和3年度実績の1.31倍以上	国の指針に準じる (令和3年度実績 3人)
就労継続支援A型における一般就労移行者数	令和8年度末時点で、令和3年度実績の1.29倍以上	国の指針に準じる (令和3年度実績 1人)
就労継続支援B型における一般就労移行者数	令和8年度末時点で、令和3年度実績の1.28倍以上	国の指針に準じる (令和3年度実績 0人)
就労定着支援事業の利用者数	令和8年度末時点で、令和3年度末実績の1.41倍 以上	国の指針に準じる (令和3年度実績 7人)
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合	令和8年度末時点で、就労移行支援事業所の5割以上	国の指針に準じる
就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合	令和8年度末時点で、令和3年度末実績の2割5分以上	国の指針に準じる

目 標 値	
令和8年度末の一般就労移行者数	8人
令和8年度末の一般就労移行者数 (就労移行支援)	4人
令和8年度末の一般就労移行者数 (就労継続支援A型)	2人
令和8年度末の一般就労移行者数 (就労継続支援B型)	1人
令和8年度末の就労定着支援事業の利用者数	10人
令和8年度における就労移行支援事業の就労移行率	50%
令和8年度における就労定着支援事業の就労定着率	25%

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

	国の基本指針	設定の考え方
児童発達支援センターの設置	令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上設置することを基本	本市のこども発達支援センターは、国が定める基準は満たしていませんが、市の規模に応じて求められる機能を備え、その役割を果たす拠点となっています。
障害児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築	令和8年度末までに児童発達支援センターをはじめとする障害児通所支援事業所等が、保育所等の育ちの場において連携・協力しながら支援を行う体制を構築している	こども発達支援センターによる巡回相談のほか、保育所等訪問支援を活用し、障害児通所支援事業所等が保育所等の育ちの場での支援に協力できるような体制を構築することにより、子どもの地域社会への参加、インクルージョンの推進を図ります。
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	令和8年度末までに、各市町村又は圏域に少なくとも1カ所以上確保することを基本	主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスの確保については、市の規模・実情に合わせ、こども発達支援センターがその役割を担います。

目 標 値	
令和8年度末までに児童発達支援センター設置	0カ所
令和8年度末までに障害児の地域社会への参加・包容の推進体制の構築	有
令和8年度末までに重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	有

(6) 相談支援体制の充実・強化等

	国の基本指針	設定の考え方
基幹相談支援センターの設置	令和8年度末までに各市町村において設置することを基本	国の指針に準じる
協議会における個別事例の検討を通じて地域サービス基盤の開発・改善の取組	令和8年度末までに、地域サービス基盤の開発・改善に取り組むことを基本	国の指針に準じる

目 標 値	
相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保	地域の相談支援の中核的な存在となる基幹相談支援センターの機能強化に取り組み、全障がいに係る相談支援従事者への専門的な指導・助言による人材育成支援のほか、支援困難事例等についての課題検討を通じ、地域課題の明確化と解決に向けて情報共有等を行い、分野横断的に連携・協働する包括的な相談支援体制の充実・強化等を推進し地域サービス基盤の改善を図ります。

(7) 障害福祉サービス等の質の向上

	国の基本指針	設定の考え方
サービスの質向上のための体制を構築	令和8年度末までに、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築	国の指針に準じる

目 標 値	
相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保	サービスの質の向上を図るための取組みに都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修に、毎年市から1名以上参加するとともに、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を基幹相談支援センター連絡会等を活用して共有する体制を構築することで、サービスの質の向上を図っていきます。

2 障害福祉サービスによる支援体制の充実

障がいのある人に対するサービスの量的・質的ニーズを把握し、見込み量を設定した上でその充実を図っていきます。また、各種障害福祉サービスの周知を図り、適切な利用を促進します。

1 障害福祉サービスの事業名と内容

	事業名	内容
訪問系サービス	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由又は重度の知的障がいもしくは精神障がいにより常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
	同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行います。
	行動援護	知的障がい又は精神障がいにより常に介護を必要とする人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護・生活介護等複数のサービスを包括的に行います。
日中活動系サービス	生活介護	常に介護を必要とする人に昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	療養介護	医療と常に介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。

	就労選択支援	障がいのある方の能力や意欲を把握し、適正を評価する就労アセスメントを行い、適切な就労系障害福祉サービス等の選択ができるよう支援を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援 (A型＝雇用型、B型＝非雇用型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労定着支援	障がいのある人との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整や、それに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
居住系サービス	自立生活援助	一定の期間、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がいのある人の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。
	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
地域相談支援	地域移行支援	施設入所者や精神科病院に入院している人が地域での生活に移行するための活動に関する相談を行います。
	地域定着支援	居宅において単身で生活する人の常時の連絡体制を確保し、緊急事態における相談を行います。
	計画相談支援	サービス等利用計画の作成、サービスの利用調整などを行います。
	補装具費の支給	身体上の障がい等を補って、必要な身体機能を回復するための補装具の購入費用及び修理費用を助成します。

2 訪問系サービス

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護については、専門的な対応が重要なため、市内事業者を中心にサービス提供体制の充実を図ります。

重度障害者等包括支援については、広域の中でサービスの確保を図ります。

年度	実績			見込量			
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用量（人日）	1,131	1,036	1,508	1,547	1,628	1,709	1,800
居宅介護	824	724	779	810	834	859	883
重度訪問介護	78	102	459	459	540	621	702
同行援護	156	106	139	150	160	170	180
行動援護	73	104	131	128	139	139	154
重度障害者等 包括支援	0	0	0	0	0	0	0
実利用者数（人）	76	97	88	93	98	102	107
居宅介護	59	71	62	66	68	70	72
重度訪問介護	1	2	4	4	5	6	7
同行援護	12	15	14	15	16	17	18
行動援護	4	9	8	8	9	9	10
重度障害者等 包括支援	0	0	0	0	0	0	0

※ 実績及び見込みは、各年度3月のものです。

3 日中活動系サービス

日中活動系サービスについて、障がいのある人の社会参加、自立、生きがいを支えるサービスとして、事業者と連携して市内におけるサービスの提供体制充実を図るとともに、広域的に対応できる体制の整備に努めます。

短期入所については、グループホームの充実を進める中でサービスの確保を図り、利用を促進していきます。

就労系の障害福祉サービス事業所等と連携して福祉的就労から一般就労に向けた職場開拓や職場実習時の支援等を行います。

療養介護については、広域の中でサービスの確保を図ります。

年度	実績			見込量			
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用量（人日）	5,090	5,204	4,484	5,057	5,147	5,365	5,522
生活介護	2,397	2,357	2,064	2,389	2,332	2,366	2,397
自立訓練 （機能訓練）	16	22	18	13	13	25	25
自立訓練 （生活訓練）	125	144	78	81	104	119	119
療養介護	341	310	252	270	270	300	300
就労選択支援	-	-	-	-	調査中	調査中	調査中
就労移行支援	331	412	314	378	398	418	438
就労継続支援A型	404	321	234	311	365	420	475
就労継続支援B型	1,402	1,565	1,425	1,526	1,573	1,621	1,668
就労定着支援	5	7	13	14	15	17	19
短期入所	69	66	86	76	76	79	79
実利用者数（人）	306	320	311	323	333	348	359
生活介護	136	135	132	136	138	140	142
自立訓練 （機能訓練）	2	2	1	1	1	2	2
自立訓練 （生活訓練）	8	9	6	7	7	8	8
療養介護	11	10	9	9	9	10	10
就労選択支援	-	-	-	-	調査中	調査中	調査中

就労移行支援	17	19	17	19	20	21	22
就労継続支援A型	21	17	14	17	20	23	26
就労継続支援B型	84	98	98	97	100	103	106
就労定着支援	5	7	12	14	15	17	19
短期入所	22	23	22	23	23	24	24

※ 実績及び見込みは、各年度3月のものです。

4 居住系サービス

民間事業者等がグループホームを設置する際の整備費用の一部を補助する制度の周知・運用を図り、グループホーム等の整備を促進します。

施設入所支援及び自立生活援助については、広域の中でサービスの確保を図ります。

共同生活援助（グループホーム）

年度	実績			見込量			
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
実利用者数（人）	69	72	78	83	87	91	95
うち重度障がい者数	17	17	17	17	17	18	18

※ 実績及び見込みは、各年度3月のものです。

施設入所支援

年度	実績			見込量			
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
実利用者数（人）	26	25	27	28	29	30	31

※ 実績及び見込みは、各年度3月のものです。

自立生活援助

年度	実績			見込量			
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
実利用者数（人）	0	0	0	1	1	1	1

※ 実績及び見込みは、各年度3月のものです。

5 ケアマネジメントの推進及び地域相談支援

障害福祉サービスの提供という側面にとどまらず、障がいのある人のライフステージを見据え、一人ひとりのニーズに応じたサービス等利用計画を作成し、福祉、保健、医療、教育、就労等が一体となったチームアプローチによる生活支援が実現できるよう、相談支援体制を拡充します。

一般相談支援事業所、特定相談支援事業所を窓口とする、基本相談支援、地域相談支援、計画相談支援等の相談支援体制の充実及び市と各相談機関との連携強化を図ります。

また、障害者支援施設、精神科病院等から地域生活への移行、定着はもとより、現に地域で生活している障がいのある人がそのまま住み慣れた地域で生活できるようにするため、自立支援会議、基幹相談支援センター等と連携し、地域移行支援、地域定着支援のサービス提供体制の充実を図ります。

計画相談支援

年度	実績			見込み			
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
新規利用者数（人）	23	31	47	54	61	68	75

※ 実績及び見込みは、各年度3月のものです。

地域移行支援

年度	実績			見込み			
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
実利用者数（人）	0	0	0	1	1	1	1

※ 実績及び見込みは、各年度3月のものです。

地域定着支援

年度	実績			見込み			
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
実利用者数（人）	0	0	0	1	1	1	1

※ 実績及び見込みは、各年度3月のものです。

6 補装具給付事業

補装具費の支給を継続していきます。

身体障がい者補装具

年度	実績			見込量			
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
支給件数（件）	116	94	107	108	109	110	111

※ 実績及び見込みは、各年度3月のものです。

3 障がいのある子どもの支援体制の充実

障がいのある子どもが早期から療育や教育相談等を受けることができるよう、障がいのある子どもに対するサービスの量的・質的ニーズを把握し、見込み量を設定した上で相談支援事業所、こども発達支援センター、障害児通所支援事業所、障害福祉サービス事業所などが連携して、障害児通所支援による切れ目のない支援体制の充実を図ります。

1 事業名と内容

事業名		内容
障害児通所支援	児童発達支援	未就学児の日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
	居宅訪問による児童発達支援	重度の障がいがあり、外出することが困難な障がいのある子どもに対して、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。
	放課後等デイサービス	学齢時の生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
	保育所等訪問支援	保育所・学校等を訪問し、障がいのある子どもに対して、集団生活への適応のため、専門的な支援その他必要な支援を行います。
計画相談支援		サービス等利用計画の作成、サービスの利用調整などを行います。

2 児童発達支援・放課後等デイサービスの充実

個別支援計画に基づき、日常生活における基本動作の獲得、人と関わる力や考える力、社会に適応する力、生活能力の育成・向上に向けて集団療育、個別療育、その他必要な支援を行います。

こども発達支援センターと連携し、民間施設における同サービスの提供を促進します。

児童発達支援

年度	実績			見込量			
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用量（人日）	350	468	540	506	531	556	581
実利用者数（人）	47	58	58	61	64	67	70

※ 実績及び見込みは、各年度3月のものです。

居宅訪問による児童発達支援

年度	実績			見込量			
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用量（人日）	0	0	0	1	1	1	1
実利用者数（人）	0	0	0	1	1	1	1

※ 実績及び見込みは、各年度3月のものです。

放課後等デイサービス

年度	実績			見込量			
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用量（人日）	671	874	960	1152	1314	1476	1638
実利用者数（人）	76	103	116	135	154	173	192

※ 実績及び見込みは、各年度3月のものです。

保育所等訪問支援

年度	実績			見込量			
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用量（人日）	2	3	3	5	5	6	6
実利用者数（人）	2	2	2	3	3	4	4

※ 実績及び見込みは、各年度3月のものです。

3 ケアマネジメントの推進

障がいのある子どものサービスに関する提供という側面にとどまらず、継続的に十分な支援を受けることができるよう障がいのある子どものライフステージを見通した相談支援体制を拡充します。

障害児相談支援事業所を窓口とする、基本相談支援、障害児相談支援等の相談支援体制の充実及び市と各相談機関との連携強化を図ります。

障害児相談支援

	実績			見込量			
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
新規利用者数（人）	26	32	47	57	67	77	87

※ 実績及び見込みは、各年度3月のものです。

4 地域生活支援事業に関する事項

1 事業名と内容

事業名		内容
必須事業	理解促進研修・啓発事業	障がいや障がいのある人への理解を促進するための研修や啓発を行うことにより、共生社会の実現を図ります。
	自発的活動支援事業	障がいのある人やその家族を含む地域によるボランティア活動等の自発的な取り組みへの支援を行うことにより、共生社会の実現を図ります。
	相談支援事業	地域生活に関する様々な相談に応じます（基幹相談支援センターの設置、住宅入居等に関する支援、権利擁護のために必要な援助等を含む）。
	成年後見制度利用支援事業	「成年後見制度」の利用を支援することにより、障がいのある人の権利擁護を図ります。
	意思疎通支援事業	聴覚・音声機能、言語機能などの障がいのある人に、手話通訳者・要約筆記者の派遣等を行います。併せて手話奉仕員養成講習会・要約筆記者養成講座等により支援人材を育成します。
	移動支援事業	屋外での移動が困難な人に、外出のための支援を行います。
	地域活動支援センター事業	創作的活動や生産活動、社会との交流促進などの機会を提供します。

事業名		内容
任意事業	日中一時支援事業	介助する家族のレスパイトや就労支援等を目的に、障がいのある人に日中活動の場を提供する一時利用サービスです。
	訪問入浴サービス事業	重度の身体障がいのある人の地域生活を支援するために提供する訪問入浴サービスです。
	日常生活用具給付事業	在宅の重度の障がいのある人などに、日常生活がより円滑に行われるための用具の購入費用等を助成します。
	身体障がい者自動車改造費等助成事業	身体障がいのある人の社会活動への参加を促進するため、自動車運転免許の取得や改造に要する費用の一部助成を行います。
	点字・声の広報等発行	文字による情報入手が困難な視覚障がい者に、音声訳・点訳にて情報提供を行います。

2 理解促進研修・啓発事業及び自発的活動支援事業

多くの市民が障がいや障がいのある人への理解を深め、地域が抱える課題や人権、福祉について学べるよう、理解促進研修・啓発事業を継続・充実していきます。

また、障がいのある・なしで分け隔てられることなく交流できる機会を関係機関や地域と連携して拡充していくため、障害者週間に障がいのある人の作品展示及び当事者団体、事業所、市民グループ等の参画による障がいの体験等を通じて市民の理解を深め、交流を促進します。

理解促進研修・啓発事業及び自発的活動支援事業

	実績			見込量			
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
実施団体数（団体）	0	2	4	4	4	4	4

※ 実績及び見込みは、各年度3月のものです。

ふれあいフェス in ずし

	実績			見込量			
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
参加者数（人）	-	-	300	360	360	360	420

※ 実績及び見込みは、各年度3月のものです。

3 相談支援事業

障がいのある人の多様なニーズに対応するため、保健・医療・福祉の関係機関等との連携強化による相談窓口の整備やライフステージに応じた相談支援、障がいのある人が相談しやすい体制の整備、充実を図ります。

(1) 一般相談支援事業所、特定相談支援事業所、障害児相談支援事業所における相談支援体制の充実

委託相談支援事業所、一般相談支援事業所、特定相談支援事業所、障害児相談支援事業所等、それぞれの障がい・役割に応じた支援を行い、相談支援体制の充実及び市と各相談機関との連携強化を図ります。

相談支援事業

	実績			見込量			
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
相談支援事業委託数 (か所)	2	2	2	2	2	2	2
指定・特定・一般相談 支援事業者数 (か所)	6	6	5	7	7	7	8
指定障害児相談支援 事業者数 (か所)	3	3	3	5	5	5	6

※ 実績及び見込みは、各年度3月のものです。

(2) 自立支援会議を中心とする支援ネットワークの充実

自立支援会議を中心に、福祉、保健、医療、教育、就労をはじめ様々な関係機関等の連携ネットワークを形成し、多様化する不安への対応、困難事例への対応力を強化していくとともに、入所施設等からの地域移行・地域定着を地域全体で支えていく体制づくりや、障がいのある人をめぐる現状と課題の把握に努め、支援体制の強化を図ります。

自立支援会議

	実績			見込量			
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
全体会議の開催数 (回)	2	2	2	2	2	2	2
運営会議の開催数 (回)	2	2	2	2	2	2	2
定例会議の開催数 (回)	12	12	12	12	12	12	12
専門会議の開催数 (回)	4	4	4	4	4	4	4

※ 実績及び見込みは、各年度3月のものです。

4 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用支援事業を継続するとともに、日常生活自立支援事業等を活用し、かながわ成年後見推進センター、逗子市社会福祉協議会の逗子あんしんセンター、相談支援事業所等各関係機関と連携して成年後見制度の利用を促進します。

成年後見制度利用支援事業

	実績			見込量			
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数(人)	1	0	0	1	1	1	1

※ 実績及び見込みは、各年度3月のものです。

5 意思疎通支援事業

手話通訳者・要約筆記者の設置・派遣を行い、聴覚障がいのある人のコミュニケーション（意思疎通）を支援します。

手話奉仕員養成講習会、要約筆記者養成講座を継続して実施するなど、必要な人材の育成・確保に努めます

手話通訳者の派遣

	実績			見込量			
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
設置通訳者数（人）	2	2	2	2	2	2	2
利用量（件）	204	219	264	229	229	239	239
実利用者数（人）	26	24	25	25	25	26	26

※ 実績及び見込みは、各年度3月のものです。

要約筆記者の派遣

	実績			見込量			
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用量（件）	35	55	83	86	86	88	88
実利用者数（人）	8	7	8	8	8	9	9

※ 実績及び見込みは、各年度3月のものです。

手話奉仕員養成講習会

	実績			見込量			
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
手話奉仕員養成講習会 基礎課程講座（全22 回）（人）	8	10	15	17	19	21	23
手話奉仕員養成講習会 上級課程講座（全22 回）（人）	0	7	4	7	10	13	16
手話奉仕員養成講習会 フォローアップ課程講 座（全8回）（人）	0	2	4	6	8	10	12

※ 実績及び見込みは、各年度3月のものです。

要約筆記者養成講座

	実績			見込量			
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
要約筆記講習会 （全8回）	0	5	12	8	8	10	10
要約筆記者現任研修 （手書き）（人）	7	11	9	9	9	9	9
要約筆記者現任研修 （手書き）（人）	12	24	23	23	26	29	32

※ 実績及び見込みは、各年度3月のものです。

6 移動支援事業

障がいのある人の社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加を支える重要なサービスとして、支援人材、サービス量の確保など、今後も支援を継続していきます。

特に支援人材については、移動支援人材確保等事業を活用し、利用者のニーズに沿った支援体制を確保していきます。

移動支援事業

	実績			見込み			
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用量（時間）	1,996	2,353	2,347	2,684	2,911	3,318	3,781
実利用者数（人）	78	99	100	105	120	137	156
実施か所数（か所）	38	36	37	34	34	34	34

※ 実績及び見込みは、各年度3月のものです。

7 地域活動支援センター事業

創作的活動や生産活動などをおして、日中の居場所づくりや生きがいつくり、日常生活での困りごとを相談できる機会の提供などを行いながら、今後も障がい者の社会参加を促進します。

地域活動支援センター

	実績			見込量			
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
実利用者数（人）	66	63	63	68	68	68	68
実施か所数（か所）	3	3	3	3	3	3	3

※ 実績及び見込みは、各年度3月のものです。

8 日中一時支援事業

障がいのある人の日中活動の場の確保、介助する家族のレスパイトや就労支援のため、一層の拡充を図ります。夏休み等の長期休暇や介助者の急病時における緊急的な利用などに対応できるような体制を充実させていきます。

日中一時支援事業

	実績			見込量			
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
実利用者数（人）	26	29	29	30	31	33	35
実施か所数（か所）	8	8	10	10	10	10	10

※ 実績及び見込みは、各年度3月のものです。

9 訪問入浴サービス事業

重度の身体障がいのある人の在宅生活を支援するため、訪問入浴サービスの提供を継続していきます。

訪問入浴サービス事業

	実績			見込量			
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
実利用者数（人）	5	6	3	4	4	4	4

※ 実績及び見込みは、各年度3月のものです。

10 日常生活用具給付事業

日常生活用具の購入費助成などを継続していきます。

日常生活用具給付事業

	実績			見込量			
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用件数（件）	285	285	281	284	287	290	293

※ 実績及び見込みは、各年度3月のものです。

11 身体障がい者自動車改造費等助成事業

自動車運転免許の取得や改造に要する費用の助成を継続していきます。

身体障がい者自動車改造費等助成事業

	実績			見込量			
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
運転免許 取得支援件数（件）	0	0	1	1	1	1	1
自動車改造 支援件数（件）	0	0	0	1	1	1	1

※ 実績及び見込みは、各年度3月のものです。

12 点字・声の広報等発行

各種のサービス情報や施設情報、イベント情報など、保健、医療、福祉に関連する様々な情報については、市民の誰もが手軽に入手できるよう、引き続き広報誌、「声の広報ずし」等の発行、市ホームページにおける音声読み上げや拡大文字等を活用した情報提供の更なる充実など、行政情報へのアクセシビリティの向上に努めます。

点字・声の広報等発行

	実績			見込み			
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
声の広報ずし (発行回数)	27	14	12	12	12	12	12
点字広報 (発行回数)	27	14	12	12	12	12	12
議会報 (発行回数)	4	6	5	6	6	6	6

※ 実績及び見込みは、各年度3月のものです。

第4章 計画の推進について

障がいのある人に関わる施策分野は、福祉だけでなく、保健、医療、教育、就労等、多岐にわたっているため、障がい福祉課が中心となり、庁内・庁外関係各部門との連携を図りながら計画を推進することが必要となります。

また、本計画は、障がいのある人の生活に必要な障害福祉サービス等の提供の確保に向けて推進されるものであり、関係者が目標等を共有し、その達成にむけて連携するとともに、進捗状況を確認しながら工夫・改善を積み重ね、着実に取り組みを進めていくことも必要です。

1 計画の推進体制

計画の実施にあたっては、逗子市自立支援会議、逗子市基幹相談支援センター、当事者、障がい者団体、サービス事業所、逗子市社会福祉協議会等との連携はもちろん、高齢、障がい、子ども子育て、生活困窮等の制度を横断的に対応できる包括的支援体制による支援を一体的に実施し、更には施設の広域利用など、近隣市町や横須賀・三浦障害保健福祉圏域自立支援協議会との連携を図りながら十分なサービス提供に努めます。

また、発達障がいや医療的ケア児に対する支援、就労など、国や県の制度に関わるものも多いことから、国、県の関係各機関との連携も図っていきます。

2 進行管理と評価

障害者総合支援法においては、逗子市障がい者福祉計画策定等検討会において当事者や事業者の視点からの意見聴取を行い、それを踏まえて計画の進捗や効果を定期的に点検、評価していきます。

また、計画内容は、今後の社会情勢の変化や新たな国・県の施策、市内の動向等に柔軟に対応し、必要に応じて見直しをしていきます。

計画期間中は各年度において、令和5年度における数値目標の達成状況のほか、施策の実施状況、サービス見込量などについて聴取した意見を基に点検、評価したうえで、施策の見直しや新規施策の追加、計画の見直し等を含めて検討し、施策の充実に努めていきます。

3 行政計画との相互連携

本計画では、市の最上位計画である総合計画の基本構想における「めざすべきまちの姿」（5本の柱）及び地域福祉計画における目指すべきまちのすがたが重なり合うよう策定し、一体的に計画の実現を推進していきます。

また、本計画は福祉だけでなく、保健、医療、教育、就労など様々な分野と密接に関わるため、基幹計画である地域福祉計画の分野別計画として福祉関連の行政施策を横断的に連携していくとともに、庁内・庁外関係各部門に係る計画と柔軟に連携し、計画の進行を管理していきます。

1. 基本指針について

- 「基本指針」（大臣告示）は、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針。
- 都道府県及び市町村は、基本指針に則して原則3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。
- 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本指針は、令和5年5月19日に告示。
計画期間は令和6年4月～令和9年3月※。 ※ 3年を一期として作成することを基本としつつ、都道府県及び市町村が地域の実情や報酬改定・制度改正の影響の有無を考慮して、柔軟な期間設定が可能。

2. 本指針の構成

第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項

- 一 基本的理念
- 二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方
- 三 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方
- 四 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）

- 一 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 二 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 三 地域生活支援の充実
- 四 福祉施設から一般就労への移行等
- 五 障害児支援の提供体制の整備等
- 六 相談支援体制の充実・強化等
- 七 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

第三 計画の作成に関する事項

- 一 計画の作成に関する基本的事項
- 二 市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項
- 三 都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項
- 四 その他

第四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項等

- 一 障害者等に対する虐待の防止
- 二 意思決定支援の促進
- 三 障害者等の芸術文化活動支援による社会参加等の促進
- 四 障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進
- 五 障害を理由とする差別の解消の推進
- 六 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

3. 基本指針見直しの主な事項

①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・重度障害者等への支援に係る記載の拡充
- ・障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備
- ・医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定

③福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定
- ・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追記

④障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
- ・障害児入所施設からの移行調整の取組の推進
- ・医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実
- ・聴覚障害児への早期支援の推進の拡充

⑤発達障害者等支援の一層の充実

- ・ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進
- ・発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進

⑥地域における相談支援体制の充実強化

- ・基幹相談支援センターの設置等の推進
- ・協議会の活性化に向けた成果目標の新設

⑦障害者等に対する虐待の防止

- ・自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底
- ・精神障害者に対する虐待の防止に係る記載の新設

⑧「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設

⑨障害福祉サービスの質の確保

- ・都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加

⑩障害福祉人材の確保・定着

- ・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定

- ・障害福祉DBの活用等による計画策定の推進
- ・市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進

⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進

- ・障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

- ・障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
- ・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備

⑭その他：地方分権提案に対する対応

- ・計画期間の柔軟化
- ・サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

4. 成果目標(計画期間が終了する令和8年度末の目標)

①施設入所者の地域生活への移行

- ・地域移行者数：令和4年度末施設入所者数の6%以上
- ・施設入所者数：令和4年度末の5%以上削減

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：325.3日以上
- ・精神病床における1年以上入院患者数
- ・精神病床における早期退院率：3か月後68.9%以上、6か月後84.5%以上、1年後91.0%以上

③地域生活支援の充実

- ・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- ・強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること【新規】

④福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.28倍以上
- ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上【新規】
- ・各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進【新規】

④福祉施設から一般就労への移行等(続き)

- ・就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の1.41倍以上
- ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上

⑤障害児支援の提供体制の整備等

- ・児童発達支援センターの設置：各市町村又は各圏域に1か所以上
- ・全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容の(インクルージョン)推進体制の構築
- ・各都道府県は難聴児支援を総合的に推進するための計画を策定するとともに、各都道府県及び必要に応じて政令市は、難聴児支援の中核的機能を果たす体制を構築
- ・重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等：各市町村又は圏域に1か所以上
- ・各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置【新規】
- ・各都道府県及び各政令市において、障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置【新規】

⑥相談支援体制の充実・強化等

- ・各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等【新規】

⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- ・各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築

5. 活動指標

①施設入所者の地域生活への移行等

(都道府県・市町村)

- 居宅介護の利用者数、利用時間数 ※ ○ 重度訪問介護の利用者数、利用時間数 ※
- 同行援護の利用者数、利用時間数 ※ ○ 行動援護の利用者数、利用時間数 ※
- 重度障害者等包括支援の利用者数、利用単位数 ※ ※個々のサービスとしての指標は初めて
- 生活介護の利用者数、利用日数 ○ 自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者数、利用日数
- 就労選択支援の利用者数、利用日数【新設】 ○ 就労移行支援の利用者数、利用日数
- 就労継続支援（A型・B型）の利用者数、利用日数 ○ 就労定着支援の利用者数
- 短期入所（福祉型、医療型）の利用者数、利用日数
- 自立生活援助の利用者数 ○ 共同生活援助の利用者数 ※重度障害者の利用者数を追加
- 計画相談支援の利用者数 ○ 地域移行支援の利用者数 ○ 地域定着支援の利用者数
- 施設入所支援の利用者数 ※新たな入所希望者のニーズ・環境の確認

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

(都道府県・市町村)

- 保健、医療・福祉関係者による協議の場の開催回数
- 保健、医療（精神科、精神科以外の医療機関別）、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数
- 保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数
- 精神障害者の地域移行支援の利用者数 ○ 精神障害者の地域定着支援の利用者数
- 精神障害者の共同生活援助の利用者数 ○ 精神障害者の自立生活援助の利用者数
- 精神障害者の自立訓練（生活訓練）【新設】

(都道府県)

- 精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数

③地域生活支援の充実

(都道府県・市町村)

- 地域生活支援拠点等の設置箇所数とコーディネーターの配置人数、地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数

④福祉施設から一般就労への移行等

(都道府県)

- 福祉施設から公共職業安定所に誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設から障害者就業・生活支援センターに誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受けて就職した者の数
- 障害者に対する職業訓練の受講者数

⑤発達障害者等に対する支援

(都道府県・市町村)

- 発達障害者地域支援協議会の開催回数 ○ 発達障害者支援センターによる相談支援の件数
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数
- ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数
- ペアレントメンターの人数 ○ ピアサポートの活動への参加人数

⑥障害児支援の提供体制の整備等

(都道府県・市町村)

- 児童発達支援の利用児童数、利用日数 ○ 放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数
- 保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数 ○ 訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 障害児相談支援の利用児童数
- 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

(都道府県)

- 福祉型障害児入所施設の利用児童数 ○ 医療型障害児入所施設の利用児童数
- 医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数【新設】

⑦相談支援体制の充実・強化等

(市町村)

- 基幹相談支援センターの設置【新設】
- 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数
- 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数
- 基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数
- 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービスの開発・改善【新設】

⑧障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

(市町村)

- 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数
- 障害者自立支援審査支払システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数

(都道府県・市町村)

- 都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導・監査の適正な実施とその結果の関係自治体との共有する体制の有無及びそれに基づく共有回数

(都道府県)

- 相談支援専門員研修及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の修了者数の見込み【新設】
- 相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数の見込み【新設】

第7期逗子市障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画
(令和6年度～令和8年度)策定スケジュール

資料 3

	令和5年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
障がい者福祉計画策定等検討会 ※△は必要に応じて開催		○			○		○		△		○	
	年4～5回程度開催予定											
計画策定手続及び予定議事					自立支援会議での意見聴取				市民意見募集	素案確定	神奈川県との協議 (2月末～3月頃)	◎最終決定

令和5年度逗子市障がい者福祉計画策定等検討会年間予定

回	日 時			場 所		予 定 議 事
第1回	2023年5月29日	(月)	14:00～16:00	逗子市役所5階	第1・2会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度の実績 ・逗子市障がい者福祉計画事業進行管理表及び個別計画進行管理総括表に係る意見聴取 ・逗子市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の骨子案に係る意見聴取 ・その他
第2回	2023年8月28日	(月)	14:00～16:00	逗子市役所5階	第1・2会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・逗子市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の素案に係る意見聴取 ・その他
第3回	2023年10月20日	(金)	14:00～16:00	逗子市役所5階	第2・3会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・逗子市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の修正案に係る意見聴取 ・その他
第4回 (予備)	2023年12月1日	(金)	14:00～16:00	逗子市役所5階	第1・2会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回の会議でまとまらなかった場合の意見聴取の続き ・その他
第5回	2024年2月26日	(月)	14:00～16:00	逗子市役所5階	第2・3会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度の実績報告 ・逗子市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画最終案の確定 ・その他